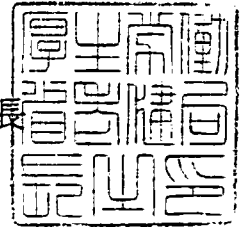




老発第0428001号
平成20年 4月28日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」及び「軽費老人ホームの設備及び運営について」の一部改正について（通知）

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）及び「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（昭和41年厚生省令第19号）の一部が改正され、本年5月1日より施行されることとなったことに伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年老発第307号）及び軽費老人ホームの設備及び運営について（昭和47年社老第17号）の一部を別紙のとおり改正し、本年5月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知を図られたい。

○ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日老発第307号、厚生省老人保健福祉局長通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>(別表)</p> <p>養護老人ホーム等職員配置表</p> <p>1 養護老人ホーム</p> <p>表 (略)</p> <p>(注) <u>1 生活相談員、支援員、看護職員については、常勤換算方法により置くべき人数（2の旨（聴）養護老人ホームについても同じ。）。</u></p> <p><u>2 サテライト型養護老人ホームの医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u></p> <p><u>3 サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又はその他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u></p> <p><u>一 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又はその他の従業者</u></p> <p><u>二 病院 栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）</u></p> <p><u>三 診療所 その他の従業者</u></p>	<p>(別表)</p> <p>養護老人ホーム等職員配置表</p> <p>1 養護老人ホーム</p> <p>表 (略)</p> <p>(注) 生活相談員、支援員、看護職員については、常勤換算方法により置くべき人数。 <u>2 の旨（聴）養護老人ホームについても同じ。</u></p>

○ 軽費老人ホームの設備及び運営について（昭和47年2月26日社老第17号、厚生省社会局長通知）（抄）

改 正 後						改 正 前																																																	
第四 ケアハウス 6 職員 (1) 職員数 (略)						第四 ケアハウス 6 職員 (1) 職員数 (略)																																																	
ウ 特定施設入所者生活介護の指定を受けた場合の単独設置 (共通職員)						ウ 特定施設入所者生活介護の指定を受けた場合の単独設置 (共通職員)																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種 定員 階級区分</th> <th>総 数</th> <th>施 設 長</th> <th>事 務 員</th> <th>栄 養 士</th> <th>調 理 員 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20 21～30 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>人 4 (2) 4 (2) (略)</td> </tr> </tbody> </table>		職種 定員 階級区分	総 数	施 設 長	事 務 員	栄 養 士	調 理 員 等	20 21～30 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	人 4 (2) 4 (2) (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種 定員 階級区分</th> <th>総 数</th> <th>施 設 長</th> <th>事 務 員</th> <th>栄 養 士</th> <th>調 理 員 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20 21～30 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>人 4 (2) 4 (2) (略)</td> </tr> </tbody> </table>		職種 定員 階級区分	総 数	施 設 長	事 務 員	栄 養 士	調 理 員 等	20 21～30 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	人 4 (2) 4 (2) (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種 定員 階級区分</th> <th>総 数</th> <th>施 設 長</th> <th>事 務 員</th> <th>栄 養 士</th> <th>調 理 員 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20 21～30 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>人 4 (2) 4 (2) (略)</td> </tr> </tbody> </table>		職種 定員 階級区分	総 数	施 設 長	事 務 員	栄 養 士	調 理 員 等	20 21～30 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	人 4 (2) 4 (2) (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種 定員 階級区分</th> <th>総 数</th> <th>施 設 長</th> <th>事 務 員</th> <th>栄 養 士</th> <th>調 理 員 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20 21～30 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>人 4 (2) 4 (2) (略)</td> </tr> </tbody> </table>		職種 定員 階級区分	総 数	施 設 長	事 務 員	栄 養 士	調 理 員 等	20 21～30 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	人 4 (2) 4 (2) (略)
職種 定員 階級区分	総 数	施 設 長	事 務 員	栄 養 士	調 理 員 等																																																		
20 21～30 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	人 4 (2) 4 (2) (略)																																																		
職種 定員 階級区分	総 数	施 設 長	事 務 員	栄 養 士	調 理 員 等																																																		
20 21～30 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	人 4 (2) 4 (2) (略)																																																		
職種 定員 階級区分	総 数	施 設 長	事 務 員	栄 養 士	調 理 員 等																																																		
20 21～30 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	人 4 (2) 4 (2) (略)																																																		
職種 定員 階級区分	総 数	施 設 長	事 務 員	栄 養 士	調 理 員 等																																																		
20 21～30 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	人 4 (2) 4 (2) (略)																																																		
(注) 1 () 書きは非常勤職員数の再掲である。 2 一般入所者とは、特定施設入所者生活介護の提供を受けていないものである。 3 <u>サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設 以外の介護老人保健施設であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設 」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が 二十九人以下の軽費老人ホームをいう。）にあつては、本体施設の調理員、その他の従業者 により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われると 認められるときは、調理員等を置かないことができる。</u>						(注) 1 () 書きは非常勤職員数の再掲である。 2 一般入所者とは、特定施設入所者生活介護の提供を受けていないものである。																																																	

エ 特定施設入所者生活介護の指定を受けた場合の併設設置
(共通職員)

定員 階級区分	職種	総 数	施 設 長	事 務 員	栄 養 士	調 理 員 等
10～19 20～29 (略)		(略)	(略)		(略)	人 1 (1) 1 (1) (略)

- (注) 1 () 書きは非常勤職員数の再掲である。
 2 一般入所者とは、特定施設入所者生活介護の提供を受けていないものである
 3 サテライト型軽費老人ホームにあっては、本体施設の調理員、その他の従業者により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われると認められるときは、調理員等を置かないことができる。

エ 特定施設入所者生活介護の指定を受けた場合の併設設置
(共通職員)

定員 階級区分	職種	総 数	施 設 長	事 務 員	栄 養 士	調 理 員 等
10～19 20～29 (略)		(略)	(略)		(略)	人 1 (1) 1 (1) (略)

- (注) 1 () 書きは非常勤職員数の再掲である。
 2 一般入所者とは、特定施設入所者生活介護の提供を受けていないものである。